

【申込に当たっての注意事項】

申込に当たりましては、以下についてご確認いただき、ご了解下さい。

- 1 食品の提供に関する合意事項について了承する。
- 2 申込は、表中の1・2については箱単位、3～6については本単位とする。
- 3 申込団体等の概要、活動状況等が分かる資料を提出する。
- 4 確実に飲料水として利用できる量を申し込む。万が一、飲料水として利用できない場合の処分は適切に行う。
- 5 提供数を上回る申込があった場合には、先着順とする。
なお、申込期限前に提供数量を満たす場合があることについて了承する。
- 6 上記に定めのない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。